

答申個第119号
令和4年6月24日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 北村 和生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年2月3日付け保障第690号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

相談受付票の個人情報非訂正決定事案（諮問個第288号）

1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報非訂正決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年10月28日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第24条第1項の規定により、「個人情報開示決定通知書 京都市指令保障第402号 令和2年7月31日 開示請求者に係る「相談受付票」」を対象公文書として、次の理由を示したうえで訂正を請求した（以下「本件請求」という。）。

（訂正請求の理由）

かがやき元職員である●●が、相談受付票（訂正請求対象文書）に書き込んだ記述は虚偽であるので、その訂正を請求する。

※ 訂正を求めている部分及びその理由については、別表のとおり。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）において保管している「相談受付票」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、個人情報非訂正決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年11月11日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（訂正をしない理由）

個人情報の訂正の請求については、請求者が、公文書に記録されている自己の個人情報の内容に「事実」についての誤りがあると確認した場合に、訂正を求める内容が事実と合致することを証する資料を提出したうえで行うものであり、「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいう。

本件で訂正請求の対象とされている箇所は、相談受付票の記入欄外の余白に記載されたメモ部分であって、かがやき職員の認知、判断等の下に書き込まれたものである。よってこれら記載部分は、客観的に判断できる「事実」には当たらない。このことは請求者から提出された資料をもっても変わらなかった。

したがって、非訂正とする。

- (3) 審査請求人は、令和3年1月11日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められ

る。

(1) かがやきについて

かがやきは「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターであり、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援を行っている。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、かがやきが相談支援を行う際に、あらかじめ相談者に記入を依頼して提出を求める書類である。

かがやきでは、利用者があらかじめ記入した本件公文書に基づき、面談等を行っている。

本件公文書は、かがやきが審査請求人の相談を受けるに当たり収集したものであり、審査請求人が訂正を求めている箇所は、本件公文書の欄外・余白に、かがやきの元職員である●●氏（以下「元職員」という。）がメモを書き込んだ部分である。

(3) 本件公文書の訂正をしない理由について

個人情報の訂正の請求については、請求者が、公文書に記録されている自己の個人情報の内容に「事実」についての誤りがあると確認した場合に、訂正を求める内容が事実と合致することを証する資料を提出したうえで行うものであり、「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいう。

本件請求で訂正の対象とされている箇所は、本件公文書の記入欄外の余白に記載されたメモ部分であって、かがやき職員の認知、判断等の下に書き込まれたものである。よってこれら記載部分は、客観的に判断できる「事実」には当たらない。

その他の訂正請求箇所についても同様であるが、当時の聞き取り内容を基に元職員の認知、判断により記録したものであり、当時の請求人の発言と合致しているのかどうか証明するものがない。

なお、審査請求人は、元職員の認知、判断の下に手書きしたものであっても、通院先、症状や副作用の有無等は客観的に判断できる「事実」に当たるため、訂正しないことは条例に違反すると主張しているが、この点に関して、処分庁は、元職員が「■■」とメモしたのは、元職員の認知、判断により簡略なメモを取ったにすぎず、「事実」と異なるとは考えていない。また、「副作用強かった」についても、定量的な事実が記載されているものではなく、あくまで元職員の認知、判断により記録されたものであり、当時の審査請求人の発言も明らかになっていない。

よって、本件公文書の訂正をしないことが適当であると判断した。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 処分庁は本件決定通知書に於いて「相談受付票の記入欄外の余白に記載されたメモ部分」と書かれているが、公文書に於いて印字されているのか、或いは手書きであるのかは区別されていない。従って手書きによる「メモ部分」である事自体は、訂正しない理由に為らない。抑々条例24条1項に於いても「公文

書に記載されている自己の個人情報の内容」と定められており、それが印字であるのか、或いは手書きであるのかは区別されていない。

- (2) また処分庁は「かがやき職員の認知、判断等の下に書き込まれたものである。よってこれら記載部分は、客観的に判断できる「事実」には当たらない」と書いているが、日付、通院先、症状や副作用の有無等は明らかに事実にあたるので、それらを訂正しない事は条例26条に違反している。
- (3) 弁明書に於いて「かがやき職員の認知、判断等の下に書き込まれたものである。よってこれら記載部分は、客観的に判断できる「事実」には当たらない」と書かれているが、審査請求人が話した事或いは書いた事を元職員がそのまま書いていけば、それは事実であり、そうで無ければ事実では無い、即ち虚偽記載或いは嘘に当たる事は、内容如何に依らず論理的に自明である。処分庁は「認知、判断等」を挙げているが、それについても何に基づいてそれらが形成されたのかを特定すればそれらの真偽は自ずと判る。
- (4) 次いで「当時の請求人の発言と合致しているのかどうか証明するものがない」と書かれているが、それは審査請求人が提出した本件訂正請求書である。抑々「当時の請求人の発言」と当該請求書が何故「合致しているのかどうか」と疑うのかを理解出来無い。「発言」した主体は審査請求人であり、又当該請求書を提出した主体も審査請求人であるので、両者が「合致」していると考えるのは論理的に必然である。一方で処分庁がそれを疑うのであれば元職員に当該請求書を読ませて、「当時の遣り取りはこの通りか?」と問い質せば済む話である。元職員が「この通りである」と答えれば「合致している」と立証され、一方で「この通りでは無い」と答えれば「実際の遣り取りはどうであったのか?」について改めて答えさせれば良い。要するに処分庁は事実確認を何一つ行っておらず、それにも関わらず「当時の請求人の発言と合致しているのかどうか証明するものがない」という詭弁を弄しているだけであり全く容認出来無い。
- (5) 更に「元職員が「■■■」とメモしたのは、元職員の認知、判断により簡略なメモを取ったにすぎず、「事実」と異なるとは考えていない」と書かれているが元職員は個別支援計画書に於いて「◎◎」と嘘を書いているので、「■■■」という「メモ」が「△△」を指していない事は自明であり、処分庁による弁明は明らかに事実にあてはまらない虚偽である。
- (6) 最後に「副作用強かった」についても、(中略)元職員の認知、判断により記録されたもの」と書かれているが、副作用の強弱を感じるのは審査請求人自身であり元職員では無い。従ってそれを経験していない元職員に於いて「認知、判断」が働く事は論理的にあり得ないので、実際の遣り取りを無視して元職員が勝手に嘘を書いたと裏付けられる。又「当時の審査請求人の発言も明らかになっていない」と書かれているが、処分庁は弁明書に於いてそれを自ら明らかにしているので、この弁明も明らかに事実にあてはまらない虚偽である。即ち弁明書に於いて処分庁自らが「副作用として「眠い(傾眠)、怠い(倦怠)、肥る(体重増加及び腹部膨満)」を挙げており「肥る」事を受忍出来無いと話している」と書いている。更に本件訂正請求書に於いても指弾している通り、元職員はプロフィール票に「気分が悪くなる」と書いており、それは「副作用強かった」と全く一致していないので、実際の遣り取りを無視して元職員が勝手に嘘を書いたとやはり裏付けられる。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 個人情報の訂正請求権について

実施機関が保有する個人情報の内容に事実についての誤りがあった場合、そのことによって当該個人に不利益が及ぶなど、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。条例第24条の個人情報の訂正請求に係る規定には、このようなことを防止するため、公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実についての誤りを確認した場合に、訂正を求めることを権利として保障したものである。

なお、「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項であり、したがって、評価、判断等の主観的事項に関する個人情報については、訂正請求をすることはできないと解される。

(2) 個人情報の訂正義務について

実施機関は、訂正請求があったときは、訂正を求める内容が事実と合致しているかどうかなどについて必要な調査を行い、訂正請求に理由があると認めたときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない(条例第26条)。

(3) 本件公文書及び訂正対象個人情報について

本件公文書は、かがやきの元職員が審査請求人の面談を行うに当たって、あらかじめ審査請求人に記入を依頼したものであり、また本件公文書を基に行った面談において、元職員は聞き取った内容を欄外の余白にメモをしている。

審査請求人が訂正を求めている箇所は、元職員が余白に記載したメモのうち15箇所である。

(4) 本件処分について

ア 処分庁は、訂正請求された15箇所すべてについて、審査請求人の面談を行った元職員の認知、判断等の下に書き込まれたものであるから、客観的に判断できる事実には当たらないと主張する。

イ これに対し、審査請求人は、日付、通院先、症状や副作用の有無等は明らかに事実と当たるほか、審査請求人が話したことを元職員がそのまま書いていなければ事実ではないなどと主張する。

ウ 当審査会において、本件公文書を見分したところ、様式に予め記載されている「医療機関」、「利用しているサービスの内容」、「主訴」や「生育歴」などの項目に係る記載は、審査請求人が自ら記載したものであること、また余白の記載は、面談を行った元職員が審査請求人から聞き取った情報を補足的に記載したものであることが認められた。

エ 一般に、相談業務に従事する職員が面談時に相談者から聞き取った情報を記録する場合、当該記録の作成目的に応じて、自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載するものである。

オ したがって、当審査会としては、本件公文書の性質に鑑みると、事実としての性質をもつ情報が含まれているとしても、基本的には当時これを作成した元職員の判断による記載が残されるべきであり、たとえ、審査請求人自身の持つ記憶等に照らして正確性、厳密性等において不足があったとしても、それを理由に処分庁に訂正義務が生じることはないとはならないと判断する。

よって、訂正請求された15箇所を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表（省略）

（参 考）

1 審議の経過

令和3年 2月 3日 諮問
3月 4日 諮問庁からの弁明書の提出
4月 5日 審査請求人からの反論書の提出
令和4年 1月28日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和3年10月25日開催）
5月27日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第1回会議）
6月24日 審議（令和4年度第2回会議）

※ 行政不服審査法第34条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、当該手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）